

平成29年8月8日

貸切バス事業者に対して行政処分を行いました

岡山県の貸切バス事業者である株式会社ショウエイの本社営業所の貸切バスが、乗客16名を乗せて運行中に運転者が意識を失って単独事故を惹起し(乗客に負傷者なし)、その後運転者の死亡が確認されたことを端緒として、岡山運輸支局は平成29年に2回の監査を実施しました。

監査の結果、道路運送法等関係法令に違反する事実が認められたことから、中国運輸局では同法第40条の規定に基づき下記のとおり事業用自動車(貸切バス)の使用停止処分を行いましたので、お知らせします。

記

- 行政処分年月日 : 平成29年7月31日 (処分権者 中国運輸局長 かわなか くにお 川中 邦男)
- 事業者名 : 株式会社ショウエイ (代表取締役社長 しもはら あきこ 下原 丙子)
(法人番号 4260001013649)
住 所 : 岡山県倉敷市西中新田320番地23
処分対象営業所 : 本社営業所(岡山県倉敷市連島町連島4395)
- 行政処分の内容 : 事業用貸切バスの使用停止 220日車 (4両×55日間)
(平成29年8月8日から平成29年10月1日まで)
- 違反の内容 : 別紙のとおり
- 違反点数付与状況 : 22点(累積点数:22点)

【参考】貸切バスの処分状況(今回処分を含む。) 中国運輸局管内の車両停止処分のみ集計

| 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 2件 | 9件 | 11件 | 13件 | 4件 |

【問い合わせ先】

| | |
|------------------------|------------------------|
| 中国運輸局 自動車運送事業安全監理室 | 岡山運輸支局 自動車運送事業監査室 |
| 担当 : 片岡、藤村 | 担当 : 西中、山手 |
| TEL : 082 - 228 - 3460 | TEL : 086 - 286 - 8122 |
| FAX : 082 - 228 - 3452 | FAX : 086 - 286 - 8147 |

【資料配付先】

(広島地区) : JR記者クラブ、合同庁舎記者クラブ、広島経済記者クラブ、県政記者クラブ
(岡山地区) : 交通記者クラブ

【違反の内容】

1. 点呼の記録に不実記載があった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
2. 乗務員の健康状態を適切に把握していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)
3. 点呼を確実に実施していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項)
4. 運行記録計による記録を確実に行っていなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項)
5. 運転者に対する適切な指導及び監督が行われていなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
6. 運行管理者の補助者が要件を満たしていなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第3項)
7. 乗務員台帳を確実に作成していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)
8. 安全統括管理者の選任届及び解任届を行っていなかった。
(道路運送法第22条の2第5項)
9. 運送引受書の記載事項に不備があった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)
10. 点呼の記録の記載事項に不備があった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
11. 運転者に対する指導及び監督を行った旨の記録を確実に行っていなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)